

富士宮市成年後見制度利用支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、富士宮市に居住する判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「対象者」という。）の権利擁護を図るために、富士宮市長（以下「市長」という。）が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合について、必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援することを目的とする。

(審判請求の判断基準)

第2条 市長は、審判請求を行う必要性の可否についての判断に当たっては、次に掲げる要件を総合的に勘案して決定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力（民法第7条、第11条、第15条）
- (2) 対象者の健康状態、生活の状況及び資産の状況
- (3) 対象者の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否、当該親族等による対象者の保護の可能性並びに当該親族等が審判請求を行う意思の有無
- (4) 富士宮市等が行う各種施策及びサービスの利用並びにこれらに付随する財産の管理等日常生活上の支援の必要性
- (5) その他市長が確認を必要とする事項

(市民等の市長への通報)

第3条 次に掲げる者は、対象者が第1条の目的で定める成年後見制度の利用を必要とする状態にあると判断したときは、審判請求の申立を市長に通報することができる。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）で定める社会福祉事業に従事する職員、福祉事務所の職員
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）で定める介護保険サービス事業に従事する職員
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害福祉サービス事業に従事する職員
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所の職員
- (5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所の職員
- (6) 民生委員
- (7) その他対象者の日常生活の援護者（親族等以外の者に限る。）

2 前項の規定により通報を受けた市長は、対象者等と面談し、第2条の判断基準に基づき、速やかに審判請求を行うものとする。

(審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(市長の審判請求)

第5条 市長は、次に掲げるときは、審判請求を行うことができる。

- (1) 対象者に親族等がない又は対象者の親族等が審判請求の申立てに関する意向確認に応じないとき。
- (2) 対象者の親族等の代表者又はそのいずれかが文書により（明らかな文書により難い事由があると認める場合を除く。）、自らが審判請求の申立てをしないことを市長に申し入れたときで、対象者の福祉を図るために必要と認めたとき。
- (3) 対象者に親族等があっても、虐待や放置等の事実等があり、対象者の福祉を図るために必要と認めたとき。
- (4) 対象者の親族等の調査をする十分な時間が無いと判断したときで、明らかに対象者の福祉を図るために必要と認めたとき。

(審判請求の費用負担)

第6条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第7条 市長は、審判請求費用について、対象者又は親族等が負担すべきと判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを審判請求の申立てと併せて、家庭裁判所に対し、文書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、前項の命令があったときは、文書（様式第2号）により成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）を通じ、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）に対して当該費用を請求するものとする。

(親族等への情報提供)

第8条 第2条第3号において、市長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意思の有無を確認する場合には、必要に応じて、対象者の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 前項において情報の提供を行う場合には、富士宮市個人情報保護条例（平成15年12月12日条例第30号）に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(費用の助成)

第9条 市長は次に掲げる者が負担すべき審判請求費用及び成年後見人等の報酬を助成す

ることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 費用の負担をすることで、同法第6条第2項に規定する要保護者となる者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付受給者
- (4) その他、市長が必要と認める者

2 成年後見人等の報酬に対する助成額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、次の金額を限度額とする。

- (1) 在宅生活者 月額 28,000円
- (2) 施設等入所者 月額 18,000円

3 報酬の助成対象期間は、第10条に定める申請を行った日から起算して2年前の日が属する月までとする。

4 助成をする対象は、次の者とする（ただし、成年被後見人等の四親等内親族を除く）。

- (1) 成年後見人、保佐人、補助人
- (2) 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

（助成の申請）

第10条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し等、成年被後見人等の資産及び収入が分かる書類
- (3) 成年被後見人等の生活保護受給証明書の写し（生活保護受給者の場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して1年以内に行われなければならない。

3 申請者は、成年後見人等が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行う前に、本事業の利用について市長と協議すること。

4 市長は、第1項の申請を受理したときは、内容を審査の上、助成の可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

5 前項の規定に基づき助成決定の通知を受けた者は、市長に対して成年後見制度利用支援事業助成金請求書（第5号様式）により請求を行うことができる。

（報告義務）

第11条 市長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により

助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を増減することができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、虚偽又は不正な行為により助成金を受けた者に対し、その助成金額について返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

第 号
年 月 日

家庭裁判所 支部 御中

富士宮市長 印

上 申 書

本市では、 年 月 日付け「 年（家）第 号」の事件につき、（後見・保佐・補助）開始の審判の申立てを行い、それにかかる手続費用を負担しております。

つきましては、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づき、被（後見・保佐・補助）人本人に下記の申立手続費用の負担を命じていただくよう、お願いいたします。

記

1 申立対象者	氏名	
	住所	
2 申立人	富士宮市長	
3 申立手続費用	合計	円
	(内訳)	
	・	円
	・	円
	・	円
	・	円
	・	円
	・	円
4 上申（申立て）の理由		

様式第2号（第7条の2項関係）

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 印

成年後見開始等審判請求に要した費用の請求について

年 月 日に 家庭裁判所にて行った後見開始等審判請求に要した費用について、富士宮市で負担しておりますので家事事件手続法第28条第2項の規定に基づき、下記のとおり納付願います。

記

1 審判請求の内容

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 審判請求の種類

2 審判請求に要した費用

- | | |
|-----------|---|
| (1) 収入印紙代 | 円 |
| (2) 郵便切手代 | 円 |
| (3) 診断書料 | 円 |
| (4) 鑑定料 | 円 |
| 合 計 | 円 |

3 請求額 _____ 円

4 納付期限 年 月 日

様式第3号（第10条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

年 月 日

富士宮市長 宛

(申請者)

住所

氏名

次のとおり、成年後見制度利用支援事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 成年被後見人等

住所

氏名

2 費用の種類

審判請求費用

成年後見人等への報酬

3 申請理由

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 費用の負担をすることで、同法第6条第2項に規定する要保護者となる者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付受給者

(4) その他（ ）

4 助成金交付申請額

円

5 添付書類

報酬付与の審判書の写し

成年被後見人等の資産及び収入が判る書類

成年被後見人等の生活保護受給証明書の写し（生活保護受給者の場合に限る。）

様式第4号（第10条の4項関係）

成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 印

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金の交付申請について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

決定内容	助成決定 ・ 助成却下
助成決定額	円
被後見人等氏名	
被後見人等住所	
却下理由	
その他	

様式第5号（第10条の5項関係）

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所

請求者

氏 名

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

年 月 日付け 第 号 で決定を受けた成年後見制度利用支援事業
における助成金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求内容

被後見人等	住 所	
	氏 名	
成年後見人等	住 所	
	氏 名	
助成金交付請求額	円	

2 振込先口座

金融機関名	銀行 金庫 組合		本店 支店
口座番号 (フリガナ)	普通・当座・その他 ()	No.	
名義人			